

## 食料・農業・農村基本法の改正概要について

### 1 食料・農業・農村基本法

- 平成11年に、農政の基本理念や施策の方向性を示す法律として制定
- 世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応、我が国の農業を取り巻く情勢の変化等を踏まえ改正

### 2 食料・農業・農村基本法の改正概要

#### (1) 食料安全保障の確保

- 食料安全保障の確保を基本理念とし、食料の安定的な供給のため、農業生産基盤等の確保や、国内供給に加え海外への輸出を図り食料の供給能力を維持
- 合理的な価格形成における費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進等

#### (2) 環境と調和のとれた食料システムの確立

- 農業生産活動、食品産業の事業活動における環境への負荷の低減の促進等

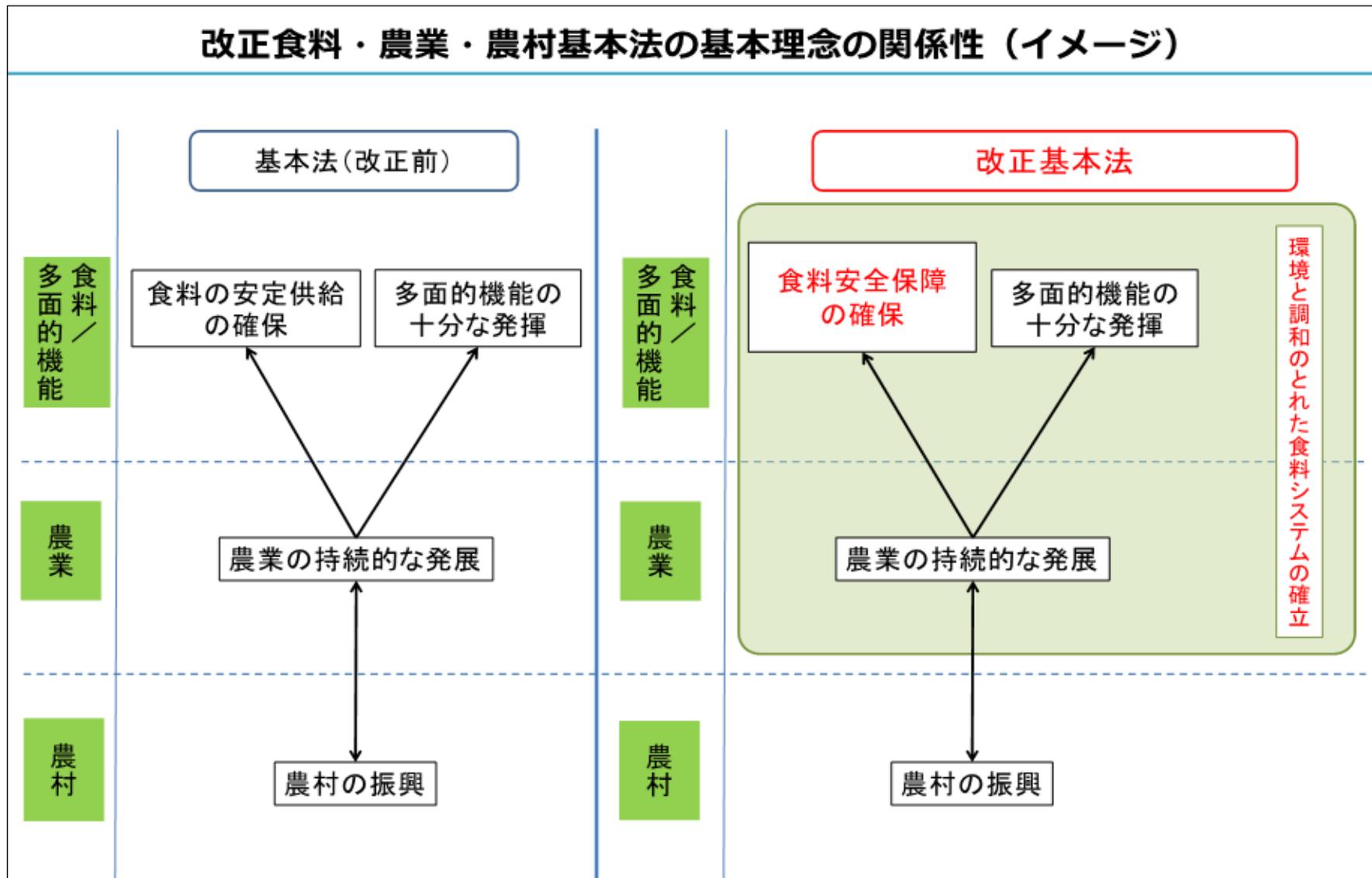
#### (3) 農業の持続的な発展

- 多様な農業者による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化、農地の集団化・適正利用、スマート技術等を活用した生産性の向上、家畜の伝染性疾病の発生予防、農業資材の価格変動への影響緩和等

#### (4) 農村の振興

- 農地の保全に資する共同活動の促進、地域の資源を活用した事業活動の促進、農泊の促進、農福連携の環境整備、鳥獣害対策等

### 3 改正のポイント（出典：農林水産省、食料・農業・農村基本法改正法等に関する説明会資料）



## 改正のポイント①：国民一人一人の「食料安全保障」を基本理念の中心に

- ・ 国民一人一人の「食料安全保障」を柱として位置付け
- ・ 国内の農業生産の増大を基本とし、**安定的な輸入・備蓄**について新たな位置付け
- ・ **農業生産基盤等の確保**のための**輸出の促進**を新たに位置付け
- ・ **合理的な費用を考慮した価格形成**を新たに位置付け

### 25年間で明らかになった課題

#### <世界の食料需給の不安定化による輸入リスクの増大>

- ・ 気候変動による食料生産の不安定化
- ・ 世界的な人口増加等に伴う食料争奪の激化
- ・ 国際情勢の不安定化

#### <良質な食料を入手できない食品アクセス問題の増大>

- ・ 小売・スーパーの撤退
- ・ 高齢者を中心とした**買い物の移動の不便さの増大**
- ・ 貧困・格差の拡大

#### <人口減少に伴う国内市場の縮小>

- ・ 生鮮食品への支出額が2040年には4分の3程度に減少
- ・ **加工食品の消費量も減少見込み**
- ・ これに応じた、**農業生産基盤、食品産業の事業基盤の縮小**

#### <デフレ経済下で低価格が定着>

- ・ 国内外における資材費、人件費等の**恒常的なコスト増を賄うことが困難**

### 改正後の基本理念

- ・ **食料安全保障を基本理念の柱と位置付けた上で、**  
国全体としての食料の確保(食料の安定供給)に加え、  
**国民一人一人の入手の観点を含めたものとして、**  
**「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、**  
**国民一人一人がこれを入手できる状態」と定義(第2条第1項)**
- ・ 食料の安定的な供給については、**農業生産の増大を基本とし、**  
**安定的な輸入・備蓄の確保**について新たな位置付け(第2条第2項)
- ・ 食料の安定的な供給に当たっては、  
農業生産の基盤等の**食料の供給能力の確保が重要**である旨を  
位置付け(第2条第4項)
- ・ 国内への食料の供給に加え、**海外への輸出**を図ることで、  
農業及び食品産業の発展を通じた**食料の供給能力の維持が**  
図られなければならないことを規定(第2条第4項)
- ・ **食料の価格形成**において、  
**食料システムの関係者(農業者、食品事業者、消費者等)により、**  
食料の持続的な供給に要する**合理的な費用が考慮される**ように  
しなければならないことを規定(第2条第5項)

## 改正のポイント②：「環境と調和のとれた食料システム」を新たな基本理念に

- ・ 環境と調和のとれた食料システムの確立を基本理念として位置付け
- ・ 多面的機能は環境負荷低減が図られつつ発揮されなければならない旨を位置付け

### 25年間で明らかになった課題

#### <環境問題への対応>

- ・ 農業は環境との親和性が高い産業である一方、温室効果ガスの発生や水質悪化に伴い、**気候変動や生物多様性への影響が懸念**
- ・ パリ協定やSDGsの採択以降、**環境負荷低減への取組が国際的にも必要**

### 改正後の基本理念

・ 食料システムについては、**食料供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない**ことを明記(第3条)

・ 農業が行われることにより生ずるプラスの機能である**多面的機能**については、**環境負荷低減が図られつつ発揮されなければならない**ことを明記(第4条)

・ 農業生産活動における**環境負荷低減が図られることにより農業の持続的な発展が図られなければならない**旨を明記(第5条)

※環境負荷低減のほか、生産性向上・付加価値向上についても明記(後述)

## 改正のポイント③：人口減少下における農業生産の方向性を明確化

- ・人口の減少に伴う**農業者の減少等が生ずる状況においても**、(食料安全保障の確保の前提となる)**食料の供給機能や多面的機能が発揮され、農業の持続的発展が図られなければならない旨を明記**
- ・農業生産の方向性として、「生産性の向上」「付加価値の向上」「環境負荷低減」を位置付け

25年間で明らかになった課題

### <農業者の急速な減少>

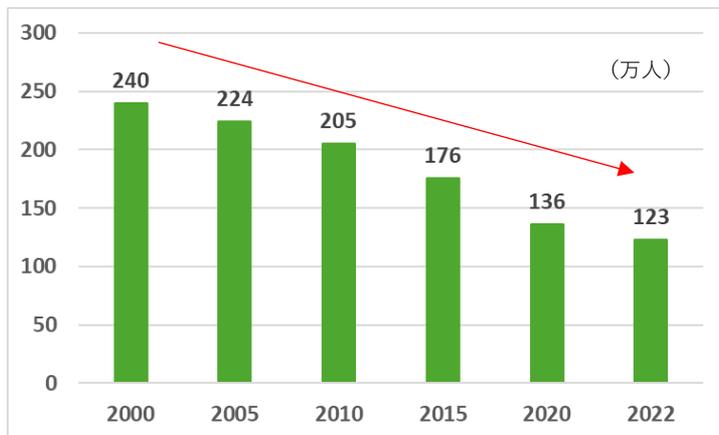
- ・国内人口が2008年をピークに減少局面を迎えた中で、60歳以上が大半を占める**農業者(個人経営体)の減少は不可避**



改正後の基本理念

- ・人口の減少に伴う**農業者の減少等が生ずる状況においても**、(食料安全保障の確保の前提となる)**食料の供給機能や多面的機能が発揮され、農業の持続的発展が図られなければならない旨を明記(第5条)**

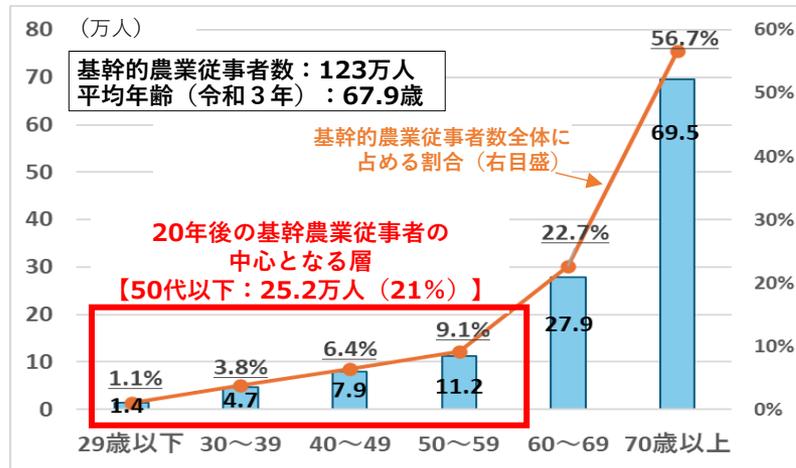
### ○基幹的農業従事者数の推移



資料：

- ・農林水産省「農林業センサス」(2022年のみ「農業構造動態調査」であり第一報)
- ・基幹的農業従事者とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者(雇用者は含まない)
- ・2010年までの数値は販売農家であり、2015年以降は個人経営体の数値であることに留意

### ○基幹的農業従事者数の年齢構成(2022年)



資料：

- ・農林水産省「農業構造動態調査」(2021年、2022年)
- ・基幹的農業従事者とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者(雇用者は含まない)

## 改正のポイント③：人口減少下における農業生産の方向性を明確化

- ・人口の減少に伴う農業者の減少等が生ずる状況においても、(食料安全保障の確保の前提となる)食料の供給機能や多面的機能が発揮され、農業の持続的発展が図られなければならない旨を明記
- ・農業生産の方向性として、「生産性の向上」「付加価値の向上」「環境負荷低減」を位置付け

### 25年間で明らかになった課題

#### <少ない人数による安定的な食料供給の確保>

- ・農業者減少が不可避となる中、  
**少ない人数でも安定的に食料供給を確保していく必要**
- ・そのためには、スマート農業技術や新品種の開発による**生産性向上**、知的財産の保護・活用等の**付加価値向上**等、農業者の**収益性向上に資する取組**が重要であり、**施策の方向性としてこうした取組を更に後押ししていく必要**

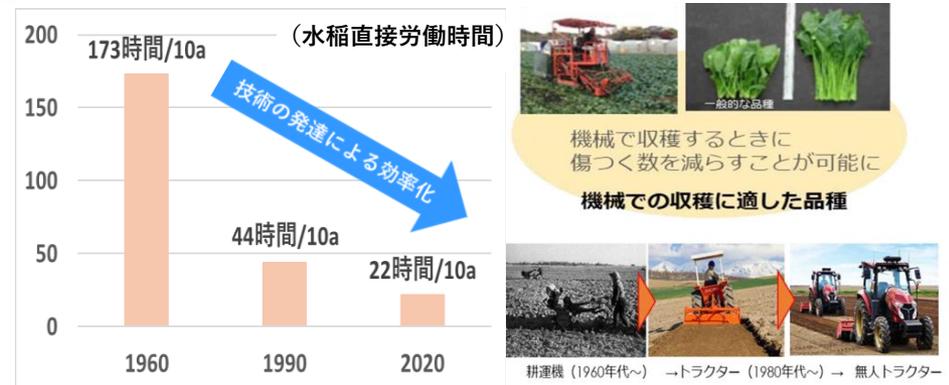
#### <環境問題への対応>【再掲】

- ・農業は環境との親和性が高い産業である一方、温室効果ガスの発生や水質悪化に伴い、**気候変動や生物多様性への影響が懸念**
- ・パリ協定やSDGsの採択以降、**環境負荷低減への取組が国際的にも必要**

### 改正後の基本理念

- ・農業生産の方向性として、  
**「生産性の向上」**(スマート農業の促進や新品種の開発など)  
**「付加価値の向上」**(知的財産の確保・活用など)  
**「環境への負荷の低減」**が図られることを位置付け(第5条)

### ○スマート農業の導入による効率化



# 改正のポイント④：人口減少下における農村の地域コミュニティの維持を明確化

- ・「農村の振興」の方向性として「地域社会の維持」を位置づけ

## 25年間で明らかになった課題

### <農村人口の減少>

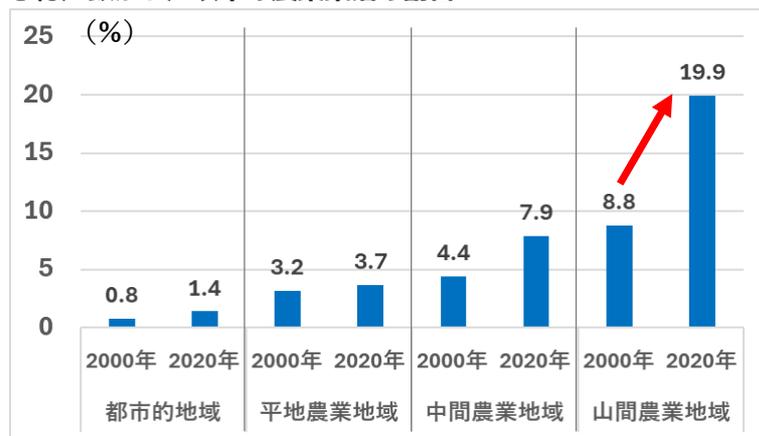
- ・国内人口が2008年をピークに減少局面を迎えた中で、**農村人口の減少が不可避**
- ・これにより、**地域の共同活動として行っていた農業用排水施設の管理**などに悪影響
- ・このため、従来から農村で暮らしている方々に加え、定住・移住や仕事の関係などを通じて**農村に関わりのある人を増やすことが必要**



## 改正後の基本理念

- ・**農村の振興の目的**として、農村の人口の減少等の情勢の変化が生ずる状況においても、**地域社会が維持されること**を明記(第6条)
- ※農村の総合的な振興に関する施策の基本的な考え方として、**農業生産基盤の整備・保全、農村との関わりを持つ者の増加に資する産業の振興**を明記(第43条)

○総戸数が9戸以下の農業集落の割合



資料：農林水産省「農林業センサス」  
注：農業地域類型区分は、平成19年12月改定を使用

○人口減少下での施設管理(イメージ)



水路の管路化



自動給水栓

## 改正のポイント⑤：「食料システム」の位置付けと関係者の役割を明確化

- ・環境負荷低減や費用を考慮した価格形成など、食料の生産から消費までの関係者が連携して取り組むべき課題が顕在化していることから、「食料システム」を新たに位置付け。併せて、関係者の役割を拡充・新設。

### 食料システム

#### ○第2条第5項(新設)

- ・食料の生産・加工・流通・小売・消費の全ての段階が、有機的に連携することで機能を発揮するシステム(概念)として 新たに位置付け

#### 農業者

#### ○第10条(拡充)

- ・基本理念の実現(食料安全保障の確保、環境との調和、農業の持続的発展、農村振興)に主体的に取り組むよう努力

#### 食品事業者

#### ○第11条(拡充)

- ・基本理念の実現(食料安全保障の確保、環境との調和)に主体的に取り組むよう努力

#### 団体

#### ○第12条(新設)

- ・食料・農業・農村に関する団体を位置付けるとともに、(農業者、食品事業者、地域住民、消費者のための行動が)基本理念の実現に重要な役割を果たす旨の明確化

#### ○第51条

- ・(土地改良区等の団体の再編整備に加えて)団体の相互連携の促進を位置付け

#### 消費者

#### ○第14条(拡充)

- ・食料、農業、農村に関する理解
- ・(消費者の選択を通じて)食料の持続的な供給に寄与(環境負荷低減に資する物等の食料の持続的な供給に資する物の選択)
- ・消費生活の向上に積極的な役割

・環境に配慮して生産された食料の価値  
・食料生産にかかるコスト

などを共有

## 改正のポイント⑥：改正基本法に基づく次期基本計画の策定

### 答申（R5.9 食料・農業・農村政策審議会）

- 平時からの食料安全保障を実現する観点から、**現状の把握、課題の明確化、具体的施策**、その施策の有効性を示す**KPIの設定**を行う。
- **PDCAサイクルにより施策の見直し、KPIの検証**を行うべきである。なお、環境保全等の持続可能性、安定的な輸入、食品アクセス、農業用水等の水資源の確保等、国内外の情勢も踏まえつつ、適切な指標や目標を検討する。
- 食料自給率目標は、国内生産と消費に関する目標の一つとし、それに加え、**新しい基本計画で整理される課題に適した数値目標**を設定する。
- **定期的に現状を検証する仕組み**を設ける。

### 食料・農業・農村政策の新たな展開方向に基づく 具体的な施策の内容、行程表 (R5.12 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部)

- **食料安全保障の状況を平時から評価する仕組み**
  - ① 食料安全保障をめぐる**世界の情勢の分析**を行う。
  - ② 我が国の食料安全保障について、主たる項目ごとに、**現状分析、課題の明確化、具体的施策**、施策の評価のための**KPIの設定**を行う。  
その際、食料自給率に加え、**食料安全保障上の様々な課題の性質に応じたKPIの設定**を行う。
  - ③ また、**PDCAを回し、施策の見直しやKPIの検証**を行う。
- **次期食料・農業・農村基本計画の策定(令和7年春頃)**

### 次期基本計画（令和6年度中）

- **食料自給率その他食料安全保障の確保に関する事項の目標**の達成状況を少なくとも年一回調査・公表し、**PDCAを回す新たな仕組みを導入**する。

#### 【参考 改正食料・農業・農村基本法（下線部分は改正箇所）】

第17条 政府は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針
  - 二 **食料安全保障の動向に関する事項**
  - 三 **食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する事項の目標**
  - 四 食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
  - 五 前各号に掲げるもののほか、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 前項第三号の目標は、食料自給率の向上その他の食料安全保障の確保に関する事項の改善が図られるよう農業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする。
- 4～6 (略)
- 7 政府は、少なくとも毎年一回、第二項第三号の目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 8～9 (略)